

潤徳小学校いじめ防止基本方針



「敬 愛」

「自 由」

「勤 労」

平成26年10月

日野市立潤徳小学校

目 次

- I. 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- II. いじめの定義
- III. いじめの禁止
- IV. いじめ問題への基本的な考え方 「いじめを生まない、許さない学校づくり」
- V. いじめ防止に向けた学校の具体的な取り組み
 - 1. 学校いじめ防止基本方針の策定
 - 2. いじめ防止に向けた校内組織等の整備
 - 3. いじめの未然防止の取り組み <いじめを許さない学校づくり>
 - (1) 教職員の指導力の向上と組織的な対応
 - (2) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取り組み
 - 4. いじめの早期発見の取り組み <いじめを直ちに発見できる学校づくり>
 - 5. いじめ解決への早期対応 <いじめを解決し、繰り返さない学校づくり>
 - (1) 被害の児童、加害の児童、周囲の児童への取り組み
 - (2) 教育委員会、関係諸機関との連携
 - (3) 保護者、地域との連携
 - 6. 「ネット上のいじめ」への未然防止、早期発見・対応
 - (1) 「ネット上のいじめ」の特徴
 - (2) 未然防止と早期発見の取り組み
- VI. 重大事案への対処 <学校、保護者、地域が一丸となって児童を守り抜く>

I. 「学校いじめ防止基本方針」の策定

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条に、学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定された。よって、同方針を策定し、本校でのいじめ防止対応について以下に記す。

もとより、本校の教育目標「敬愛・自由・勤労」の達成に向けて、学校長が示した学校経営方針に「いじめは絶対に許さない」旨が述べられているが、今回策定の基本方針は、それを補完し実効を伴うものである。

II. いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法 第二条）

III. いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。

IV. いじめ問題への基本的な考え方 「いじめを生まない、許さない学校づくり」

いじめは、どこの学校でも起こり得るという認識の下、本校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決に努めるものとする。

とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むこととする。

1. いじめを生まない、許さない学校づくり

（1）いじめに関する児童の理解を深める。

①児童がいじめについて深く考え理解するための取り組みとして、校長講話、道徳の授業、児童会等による主体的な取り組み、関係機関等による支援などにより、いじめは絶対に許されないことを児童に自覚させる。

（2）児童をいじめから守り、いじめの解決に向けた行動を促す。

①いじめられた児童を守る。いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活が送れるように、いじめられた児童を組織的に守り通す取り組みを徹底する。

②児童の取り組みを支える。学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる。」等の不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員・保護者等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童の取り組みを支援する。

（3）教員の指導力の向上と組織的対応

①いじめ問題に適切に対応するために、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。いじめは絶対に許さないという基本姿勢の下、学校全体の組織的な取り組みで、いじめの早期発見、早期対応、早期解決に努める。そのために、下のような研修会等に参加し研鑽する。

・「人権教育プログラム（学校教育編）東京都教育委員会」等を活用し、年1回以上、校内で研修会を実施する。

・東京都主催の管理職、主幹、教員、行政職対象の研修会等に参加する。

（4）保護者・地域・関係機関と連携した取り組み

①いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速・的確に解決するために、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組むようにする。

保護者は、保護する児童がいじめを行うことがないように、家庭での話し合い等を通して規範意識を養う指導に努めるとともに、児童をいじめから守る。

また、保護者や地域がいじめの情報を得た場合は、学校に速やかに連絡・相談するなど、学校のいじめ防止等の取り組みへの協力を促す。

V. いじめ防止に向けた学校の具体的な取り組み

1. 学校いじめ防止基本方針の策定

国の「いじめ防止のための基本的な方針」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「日野市いじめ防止基本方針」を参酌し、本校の「潤徳小学校いじめ防止基本方針」を策定し上記Ⅰ～Ⅳに記した。

2. いじめ防止に向けた校内組織等の整備

(1) 法第22条関係：本校は、いじめ防止推進のための組織として「主任会」をこれに充てる。

・構成員：校長、副校長、主幹、教務主任、生活指導主任、主任教諭

※必要に応じて学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、学級支援員等が出席する。

・主任会の開催：定例会（毎月1回）及び必要に応じて臨時に開く。

(2) 法第28条関係：重大事態が発生した場合には、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3. いじめの未然防止の取り組み <いじめを許さない学校づくり>

(1) 教職員の指導力の向上と組織的な対応

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通して児童一人一人に徹底する。そのために、教職員自身が身をもって人権感覚を磨き、範を示すことが大事である。

また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、幼保・小中連携を図り、継続的な指導と個に応じた支援の充実と共に教職員の人権感覚の向上を図る。

①相談体制の充実

どの児童も安心して豊かに学べる教育環境を整え、学校と家庭、地域、関係機関が密接な連携を図り一貫した指導体制を整える。

・管理職、担任、学年主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター等 学校職員の相談受け入れ体制

・スクールカウンセラーの活用

・近隣小中学校との相談体制の確立

・各相談体制の周知（家庭子ども支援センター、教育センター、エール等）

②いじめに関する研修の計画・実施

年間を通して、いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための研修を実施する。

・人権教育プログラムの活用

・DVD「ストップ！いじめ」の活用

・いじめ防止研修等受講者の報告、いじめに関する通知、文書等の周知

③児童一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校・学級づくり等居場所づくりの推進

(2) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取り組み

児童が自らいじめ問題に向き合い、解決する力を身に付け、実践していけるようにする。

①人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを児童に理解させる。また、児童が人の痛みを思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ・校長が、いじめに関する講話を全校朝会で年6回以上実施
- ・道徳や特別活動等で、年3回のいじめに関する授業を実施
- ・「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ・「いじめ防止カード」の活用
- ・「子どもからの人権メッセージ発表会」の取り組みの活用

②心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域が一体となった心の教育を推進する。

道徳の授業では、児童の実態に合わせ、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」「優しさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みることができるようにする。

- ・道徳授業地区公開講座の充実
- ・道徳教育推進校の見学
- ・道徳教育推進教諭の活用（OJT）

③情報モラル教育の充実

- ・児童、保護者、地域対象への情報モラルやネットいじめ等の問題についての授業・講演会

④体験的な活動・コミュニケーション活動の充実

児童が自分と向き合い、社会（人、もの、こと、自然等）とのかかわりの中で生命に対する畏敬の念を、感動する心、ともに生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

⑤「自分が大切にされている・自分の居場所がある」と実感できる学校・学年・学級づくりの推進

- ・話し合い活動の充実
- ・自己肯定感、自己有用感を高める指導法の工夫、改善

⑥児童会活動等による主体的な取り組み

- ・教職員、児童、PTA等が一体となったあいさつ運動の実施
- ・「いじめ防止キャンペーン」「言葉の暴力撲滅キャンペーン」「ネットから身を守るキャンペーン」等の取り組み

⑦いじめ防止活動にかかわる関係諸機関・地域等との連携

- ・PTA・育成会等との連携
- ・学校運営協議会の開催（年3回以上）
- ・四者協議会（児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等）への参加
- ・保護司、民生・児童委員、主任児童委員等との会合
- ・ケース会議等での情報交換（児童相談所、子ども家庭支援センター、民生・児童委員等々）

4. いじめの早期発見の取り組み <いじめを直ちに発見できる学校づくり>

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、教職員は児童が発する小さなサインを見逃すことがないように、日頃から丁寧に児童理解に努めるようにする。些細な兆候であってもいじめではないかという疑いをもって早期に的確な対応を行うようにする。

（1）定期的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用

- ・年3回のふれあい月間での取り組みで、いじめ等の実態把握
- ・年1回、児童アンケートによるいじめの実態把握
- (2) スクールカウンセラーによる全員面接（5年生）
- (3) 個人面談（夏季休業中全保護者、必要に応じて個別面談）
- (4) 全教員による継続的な児童の見守り
- (5) 生活指導夕会での情報交換・情報共有
- (6) いじめ発見チェックリストの活用
- (7) 保護者・地域等との連携
 - ・いじめ防止の学校の取り組みの周知（学校便り、PTAの諸会合等、学校行事等）
 - ・学校のいじめ基本方針の学校HPでの公表
 - ・スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー活用等の保護者への紹介
 - ・保護者や地域が相談しやすい環境づくり
- (8) 児童館（学童クラブ、ひのっち等）との連携
 - ・ひのっち運営委員会（年3回）での情報交換
 - ・ひのっち職員との日常的な情報交換

5. いじめ解決への早期対応 <いじめを解決し、繰り返さない学校づくり>

いじめやいじめの兆候を把握したら、速やかに主任会議（いじめ対応）を開き、いじめの解決に向けた取り組みを開始する。そして、いじめられた児童への支援、いじめた児童への指導、周囲の児童へのケア等を役割と責任を明確にして学校全体で対応方針を共有していじめ解決に向けて組織的に取り組み、児童が安心して学校生活が送れるようにする。

- (1) 被害の児童、加害の児童、周囲の児童への取り組み
 - ・被害児童の安全確保とSC等を活用した支援
 - ・加害児童に対する組織的、継続的な観察・指導等
 - ・いじめを伝えた児童の安全確保
 - ・周囲の児童への指導
- (2) 教育委員会、関係諸機関との連携
 - ・教育委員会への報告と支援の要請
 - ・学校サポートチームを通して警察・児童相談所・子ども家庭支援センター等との連携協力
- (3) 保護者、地域との連携
 - ・家庭でいじめについて、保護者と児童が話し合うようにする。
 - ・学校や家庭でのいじめの情報や学校の対応等を共有する。
 - ・当該児童と保護者、学校、関係者が話し合う機会を設定する。

6. 「ネット上のいじめ」への未然防止、早期発見・対応

「ネット上のいじめ」は、ネットがもつ匿名性と簡易性から発見と指導が困難であるケースがある。また、児童が簡単に加害者にも被害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な状況になってしまうこと等の特徴がある。児童自身が「ネット社会」の有効性や危険性について考え行動できるようにすることや、ネットに心が縛られることなく豊かな人間性、より良い人間関係を築くためのコミュニケーションを高めるようにする。

- (1) 「ネット上のいじめ」の特徴
 - ・不特定多数の者から絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間に極めて深刻になる。

- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にでき、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した情報は回収することが極めて困難である。
- ・保護者や教員等が児童の携帯電話やスマートホン等の利用状況を把握することが困難である。
- ・児童が利用している掲示板やLINEなどを詳細に確認することが困難であり、ネット上のいじめの実態把握が難しい。

(2) 未然防止と早期発見の取り組み

①校内指導体制の徹底

- ・ネットトラブルに関する研修会による教職員の共通理解
- ・「ネット上のいじめ」等のトラブルの未然防止と早期発見・対応のための組織体制の構築

②教育相談の充実

③発達段階に応じた指導の充実

- ・東京都作成リーフレット、啓発DVD等を活用した「情報モラル教育」の計画・実施
- ・ネットトラブルに関する授業（専門家や企業の出前授業等の活用）

④学級活動及び児童会活動等による主体的な取り組み

- ・インターネット（スマートホンやゲーム機等含む）や携帯電話等の利用に関する授業や話し合い活動

⑤教育委員会、PTA等と連携した啓発活動

- ・東京都作成リーフレットの配布・活用
- ・PTA、地域対象の講演会の実施、家庭教育学級、ファミリーeメール講座
- ・インターネットや携帯電話等の利用に関して、家庭での話し合いやルール作り
- ・日野市版「ひのっ子」啓発パンフレットの活用

7. 重大事案への対処 <学校、保護者、地域が一丸となって児童を守り抜く>

(1) 被害児童の安全確保

- ・いじめられた児童からの情報収取、いじめの兆候の受け止め等の取り組みを行う。

(2) 被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

- ・スクールカウンセラー等による心のケア

(3) 周囲の児童へのケアや取り組みの支援

- ・いじめの実態を知っていたが、教師等に伝えられなかった児童の心のケア
- ・児童会等によるいじめ防止への取り組みへの支援

(4) 加害児童の指導・ケア

- ・いじめは許されないことの継続的指導、観察
- ・いじめを行うようになった経緯や成育歴等の把握と心のケア

(5) 保護者・地域・関係機関や専門家との連携した取り組み

- ・情報の共有と取り組みへの共通理解

(6) 重大事態発生についての教育委員会への報告

- ・重大事案と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

(7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施

- ・教育委員会の指導の下、重大事態調査委員会を設置し、調査を開始する。

(8) 重大事態の調査結果についての教育委員会への報告

- ・教育委員会から市長への報告後、必要な場合は市長が再調査を行う。